

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十一年政令第四百二一号）

（傍線の部分は改正部分）

第一条 (略)	改 正 案	現 行
<p>(養成施設等の指定の基準)</p> <p>第二条 法第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十条第二項第一号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に關し主務省令で定める。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第三条 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(変更の承認又は届出)</p> <p>第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、主務大臣に届け出なければならない。</p>		

(報告)

第五条 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第六条 主務大臣は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第七条 主務大臣は、指定養成施設等が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第八条 指定養成施設等について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する養成施設等の特例)

第九条 国の設置する学校又は養成施設に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七条	第六条第二項	第六条第一項	第五条	第四条第二項	第四条第一項	第三条及び前条	第三条及び前条	第三条及び前条	第三条及び前条	第三条及び前条	第三条及び前条
設置者若しくは長が前条第 認めるとき、若しくはその 設置者若しくは長が前条第 認めるとき	指示	設置者又は長	報告しなければならない	届け出なければならない	申請し、その承認を受けなければならぬ	協議し、その承認を受けるものとする	書面により、主務大臣に申し出るものとする	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣

二項の規定による指示に従わないとき	申請
	申出

(主務省令への委任)

第十条 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成施設等の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十一條 この政令における主務大臣は、法第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 第六条（附則第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が文部科学大臣及び厚生労働大臣である場合においては、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 前項の規定によりその権限を単独行使した主務大臣は、速やかにその結果を他の主務大臣に通知するものとする。

4 この政令における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第十二条 (略)

第二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第三条 (略)

第四条 (略)

(権限の委任)

第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めることにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

2 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十条第二項第一号」とあるのは「附則第二条第一項」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(厚生省組織令の一部改正)

2 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六十二条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関すること。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		<p>（養成施設等の指定）</p> <p>第二条 法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。</p>	<p>（養成施設等の指定の基準）</p> <p>第一条 法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十条第二項第一号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。</p>
1	（略）	<p>（主務大臣等）</p> <p>第十一條 この政令における主務大臣は、法第七条第一号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。</p>	<p>（主務大臣等）</p> <p>第十一條 この政令における主務大臣は、法第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。</p>
2 ～ 4	（略）	<p>（主務大臣等）</p> <p>第十一條 この政令における主務大臣は、法第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。</p>	<p>（主務大臣等）</p> <p>第十一條 この政令における主務大臣は、法第七条第一号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。</p>

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

2 第二条から第十条までの規定は、法附則第十五条第一項の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第十五条第一項」と「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

2 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は法第四十条第二項第一号」とあるのは「附則第二条第一項」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一～三 （略）

四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十一年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業

五～七 （略）

（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一～三 （略）

四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十一年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業

五～七 （略）

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（第一条関係）

改 正 案

目次

- 第一章 社会福祉士（第一条—第十八条）
第二章 介護福祉士（第十九条—第二十六条）
第三章 雜則（第二十七条・第二十八条）
附則

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 （略）

二 学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目）（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの

三～七 （略）
2～9 （略）

（社会福祉士試験の科目）

第五条 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
二 心理学理論と心理的支援
三 社会理論と社会システム

現 行

目次

- 第一章 社会福祉士（第一条—第十八条）
第二章 介護福祉士（第十九条—第二十六条）
第三章 雜則（第二十七条）
附則

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 （略）

二 学校教育法による大学において指定科目（厚生労働大臣が別に定める実習に係る科目）（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの

三～七 （略）
2～9 （略）

（社会福祉士試験の科目）

第五条 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉原論
二 老人福祉論
三 障害者福祉論

四 現代社会と福祉	五 社会調査の基礎	六 相談援助の基盤と専門職	七 相談援助の理論と方法	八 地域福祉の理論と方法	九 福祉行財政と福祉計画	十 福祉サービスの組織と経営	十一 社会保障	十二 高齢者に対する支援と介護保険制度	十三 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	十四 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	十五 低所得者に対する支援と生活保護制度	十六 保健医療サービス	十七 就労支援サービス	十八 権利擁護と成年後見制度	十九 更生保護制度
-----------	-----------	---------------	--------------	--------------	--------------	----------------	---------	---------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	-------------	-------------	----------------	-----------

(試験科目の免除)

第五条の二 精神保健福祉士であつて、社会福祉士試験を受けようとする者に対しても、その申請により、第五条に規定する社会福祉士試験の科目のうち、厚生労働大臣が別に定める科目を免除する。

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第十九条 法第三十九条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において法第三十九条第二号の規定により文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて、学校教育法第一百二条第二項の二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

四 児童福祉	五 社会保障論	六 公的扶助論	七 地域福祉論	八 社会福祉援助技術	九 心理学	十 社会学	十一 法学	十二 医学一般	十三 介護概論
第十九条 法第三十九条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。									

(厚生労働省令で定める者の範囲)

第十九条 法第三十九条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において法第三十九条第二号の規定により厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて、学校教育法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省／厚生労働省令第号）別表第五に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者とする。

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科除く。次号において同じ。）において別表第一に定める教科目及単位数を修めて卒業した者

二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において別表第一に定める教科目及び単位数を修めて、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者

三　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）において別表第一に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

(介護福祉士試験)

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記及び実技の方針により行う。

実技験に筆語験に合格した者は限り 受けることができる。

3 法第四十条第二項第一号に規定する者については、実技試験を免除する。

4

(介護技術講習)

第二十三条の二 介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一
五
(略)

(介護技術講習)

第一十三条の二 介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一五（略）

(介護技術講習)

第二十三条の二 介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一
五
(略)

(介護技術講習)

第一十三条の二 介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一五

2

第二十二条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣に提出することにより行うものとする。

一～八 （略）

3 介護技術講習の実施者は、介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項及び理由を記載した書面に、変更後の介護技術講習実施届出書を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 介護技術講習の実施者は、介護技術講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 （略）

5 （略）

第三章 雜則

（権限の委任）

第二十八条 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する学校又は養成施設に係るものと除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の指定に関する権限

二 令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限

三 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものを除く。）

四 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものに限る。）

2 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限

2

第二十二条第三項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を経由して、厚生労働大臣に提出することにより行うものとする。

一～八 （略）

3 介護技術講習の実施者は、介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項及び理由を記載した書面に、変更後の介護技術講習実施届出書を添えて、地方厚生局長等を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 介護技術講習の実施者は、介護技術講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、地方厚生局長等を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 （略）

第三章 雜則

（権限の委任）

第二十八条 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する学校又は養成施設に係るものと除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の指定に関する権限

二 令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限

三 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものを除く。）

四 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものに限る。）

2 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限

を自ら行うことを妨げない。

3 第二十三条の二第二項から第四項までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局长に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを行なへない。

附 則

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものと除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを行なへない。

一 法附則第二条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限

二 令附則第二項において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限

三 令附則第二項において準用する令第六条及び第七条に規定する権限

3 法第四十八条の二及び令第十五条の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局长に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを行なへない。

(削除)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

別表第一（第二十一条関係）

福祉	教科	科 目	単位数
社会福祉基礎			
基礎介護			

(削除)

別表第二（第二十一条関係）

単位については、一単位時間を五十分とし、一個学年三十五単位時間の授業を一単位として計算するものとする。ただし、通信制の課程における単位については、社会福祉実習にあつては添削指導二回及び面接指導八単位時間を一単位として、社会福祉実習以外の科目にあつては添削指導三回及び面接指導二単位時間を一単位として計算するものとする。

医学一般
介護概論

合計	3	4

備考 単位については、一単位時間を五十分とし、一個学年三十五単位時間の授業を一単位として計算するものとする。ただし、通信制の課程における単位については、社会福祉実習にあつては添削指導二回及び面接指導八単位時間を一単位として、社会福祉実習以外の科目にあつては添削指導二回及び面接指導二単位時間を一単位として

様式第一（第6条関係）（裏面）

様式第五（第24条関係）（表面）

（裏面）

様式第一（第6条関係）（裏面）

様式第五（第24条関係）（表面）

（裏面）

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）（第一条関係）

改 正 案

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則

現 行

社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則

(この省令の趣旨)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校に附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。）の指定（第十一条第一項において「指定」という。）に関する省令の定めによる。

(この省令の趣旨)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定に基づく学校又は養成施設の指定に関する省令の定めによる。

2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(養成課程)

第二条 法第七条第二号又は第二号に規定する養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

第一条 社会福祉士の養成を行う学校又は養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

2 法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設における養成課程は、昼間課程及び夜間課程とする。

2 介護福祉士の養成を行う学校又は養成施設における養成課程は、昼間課程及び夜間課程とする。

3 第一項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信課程は、併せて設けることができる。前項に規定する昼間課程及び夜間課程についても、同様とする。

3 前二項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信課程は、併せて設けることができる。

(養成課程)

3 第一項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信課程は、併せて設けることができる。前項に規定する昼間課程及び夜間課程についても、同様とする。

(指定の申請手続)

第三条 学校又は養成施設（以下この条、第七条及び第十二条において「養成施設等」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等につては、第十一号に掲

げる事項を除く。）を記載した当該指定を行う大臣に対する申請書を

地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用又は実習用の機械器具、模型及び図書の目録

十 次に掲げる養成施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等、実習施設の名称、所在地、設置者の氏名（法人にあつては、名称）及び設置年月日並びに当該施設における実習用設備の概要、実習を行う事業の種類、事業所の名称及び所在地、経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに開始年月日又は実習を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称

ロ 法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設等、実習施設の名称、所在地、設置者の氏名（法人にあつては、名称）及び設置年月日並びに当該施設における実習用設備の概要又は実習を行う事業の種類、事業所の名称及び所在地、経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに開始年月日

十一 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号イ又はロに掲げる施設、事業又は市町村における実習を承諾する旨の当該施設の設置者、当該事業の経営者又は当該市町村の長の承諾書を添えなければならない。

3 通信課程を設ける養成施設等にあつては、前二項に規定するもののはか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添えなければならない。

- 一 通信養成を行う地域
- 二 添削その他の指導の方法
- 三 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての、当該施設の設置者の承諾書
- 四 課程終了の認定方法

(変更の承認及び届出)

第四条 指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）、同項第八号に掲げる事項若しくは同項第十号イ若しくはロに掲げる施設、事業若しくは市町村又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項に規定する同条第一項第十号イ又はロに掲げる施設、事業又は市町村の変更の承認の申請に準用する。
- 3 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項若しくは同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

(社会福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等の指定基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当することとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下「この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条第二項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項各号に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(5) 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入学又は入所の資格が、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第一号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条第二項に規定する者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(5) 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期

間が四年以上である者

修業年限は、六月以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

二 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習指導又は相談援助実習を教授できる者であること。

ト 相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

チ 相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習を教授する教員の員数は、それぞれ生徒二十人につき一人以上とすること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有す

修業年限は、六月以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

二 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。
専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ホ ニの専任教員のうち一人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、一人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授できること。

ヘ 社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。

ト 一学級の定員は、四十人以下であること。

チ 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有す

ること。

ヌ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、相談援助実習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、相談援助実習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ル 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ヲ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、相談援助実習を行うのに適当なもの（以下この号及び第八条第一項第十号において「実習施設等」という。）を相談援助実習に利用できること。ただし、相談援助実習の一部については、相談援助実習を行ふのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

ワ 実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。力において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

カ 一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

ヨ 専任の事務職員を有すること。

タ 管理及び維持経営の方法が確実であること。

レ 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

リ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室を有すること。

ヌ 社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。

ル 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ヲ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉援助技術現場実習を行うのに適当なものを社会福祉援助技術現場実習に利用できること。ただし、社会福祉援助技術現場実習の一部については、社会福祉援助技術現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。

ワ 社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数（市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合については、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。

カ 社会福祉援助技術現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

ヨ 専任の事務職員を有すること。

タ 管理及び維持経営の方法が確実であること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ト、チ、ヲからカまで、タ及びレに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(略)

(1) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(2) (略)

ハ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(略)

(1) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ニ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ホ 面接授業は、養成施設が自ら行うこと。

ヘ 別表第三に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ト 講義室が面接授業の実施期間において確保されていること。

チ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行つたための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヌ 事務職員を有すること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ト、チ、ヲからカまで及びタに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。

(1) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。

(2) (略)

ハ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

(1) (略)

ト 添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

(2) (略)

ニ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ト 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。

(1) (略)

ホ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。

ヘ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。

ト 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。

チ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行つたための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とができる。リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヌ 事務職員を有すること。

第四条

法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三に規定する「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

に従事したもの

(4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

修業年限は、一年以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対

第六条

法第七条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入学又は入所の資格が、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項各号に規定する者

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項に規定する者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

に従事したもの

(4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

修業年限は、一年以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 别表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ホ ニの専任教員のうち一人は社会福祉原論、老人福祉論、障害者

福祉論又は児童福祉論を、一人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、一人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授

（社会福祉士一般養成施設等の指定基準）

する支援と生活保護制度を、一人は相談援助の基盤と専門職、相

談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習又

は相談援助実習指導を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからレまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号

ロからヌまでに該当するものであること。

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

第五条 法第三十九条第一号に規定する養成施設（別表第四において「第一号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることとするものであること。

二 修業年限は、二年以上（夜間課程にあつては、三年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
ロ 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は

できる者であること。

(介護福祉士養成施設等の指定基準)

第七条 法第三十九条第一号の養成施設等の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により、当該大学に入学せた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上（夜間課程にあつては三年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 别表第四に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員であつて別表第四に定める科目のうち社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な

ヘ 前条第一号ヘからタまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号ヘ、ヲからカまで及びタ並びに同条第二号ロからチまでに該当するものであること。

高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四のこころとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十一 学級の定員は、五十人以下であること。

知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者（次項第五号及び第三項第五号において「専任教員課程修了者等」という。）であること。

六 第四号の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

七 第四号の専任教員のうち二人は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者とし、これらの者のうち一人は、介護実習指導を教授できる者であること。

十一 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有する」と。

十二 介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有する家政実習室を有すること。

十三 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

十 専用の介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有する家政実習室を有すること。

イ 実習用モデル人形

ロ 人体解剖模型

ハ 人体骨格模型

ニ 人工呼吸訓練人形

ホ 仰臥した状態を上体を起こした状態及び下肢を下げた状態にする性能を有するベッド

ヘ 車いす

ト 浴槽（特別浴槽を含む。）

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対する口の実習の時間数の割合が三分の一以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とすること。

イ 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第八条第一項第十号において「介護実習施設等」という。）であつて、その人員の配置について介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として三年以上の実務経験を有する者

ロ 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

(1) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中心とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が三割以上であること。

(2) 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。

(3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。

(4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六 専任の事務職員を有すること。

十七 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十八 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

十三 入所実習施設の数に五を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上あること。

十四 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第三十九条第一号の養成施設等及び同条第三号の養成施設等（施行規則第二十条第一号に掲げる施設を卒業した者の教育を行うものに限る。）の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学において法第三十九条第一号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第十九条各号に規定する者であること又は学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であつて施行規則第二十条第一号に掲げる施設を卒業した者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては二年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

四 別表第五に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員であつて別表第五に定める科目のうち介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授するものは、専任教員課程修了者等であること。

六 前項第六号から第十六号までに該当するものであること。

3 法第三十九条第三号の養成施設等（施行規則第二十条第一号に掲げる施設を卒業した者の教育を行うものに限る。）の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第一号に掲げる施設が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて施行規則第二十条第一号に掲げる施設を卒業した者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては二年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第六に定めるもの以上であること。

四 別表第六に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員であつて別表第六に定める科目のうち介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授するものは、専任教員課程修了者等であること。

六 第一項第六号から第十六号までに該当するものであること。

第六条 法第三十九条第二号に規定する養成施設及び同条第三号に規定する養成施設（施行規則第二十条第一号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第二号等養成施設」という。）に

係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法に基づく大学において法第三十九条第二号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者若しくは施行規則第十九条各号に規定する者又は学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる社会福祉士短期養成施設等若しくは社会福祉士一般養成施設等を卒業したものであることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては、二年以上）であること。

三 介護実習は、前条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 前条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

第七条 法第三十九条第二号に規定する養成施設（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第三号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる学校その他の施設を卒業した者であることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては、二年以上）であること。

三 介護実習は、第五条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上あるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 第五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

（指定の申請書の記載事項等）

第八条 令第三条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体の設置する養成施設にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用又は実習用の機械器具、模型及び図書の目録

十 次に掲げる養成施設の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第七条第二号又は第三号に規定する養成施設 実習施設等の種類、名称、所在地、設置者若しくは経営者の氏名（法人については、名称）及び設置若しくは開始の年月日並びに当該実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名又は実習を行う市町村の名称及び当該市町村における実習指導者の氏名

（報告）

第八条 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、次に掲げる事項を地方厚生局長等を経由して、厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 当該学年度の学年別学生数

二 前学年度における教育実施状況の概要

三 前学年度における教員の異動

四 前学年度の卒業者数

		実習施設等の種類、名称、所在地、設置者又は経営者の氏名（法 人につては、名称）及び設置又は開始の年月日並びに当該介護 実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名
十一	收支予算及び向こう二年間の財政計画	
2	令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前 項第二号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。	
3	第一項の申請書又は前項の書面には、第一項第十号イ又はロに掲げ る実習施設等若しくは市町村又は介護実習施設等における実習を承諾 する旨の当該実習施設等の設置者若しくは経営者若しくは当該市町村 の長又は当該介護実習施設等の設置者若しくは経営者の承諾書を添え なければならない。	
4	通信課程を設ける養成施設にあつては、前三項に規定するもののが か、次に掲げる事項を第一項の申請書又は第一項の書面に記載しなけ ればならない。	
	一 通信養成を行う地域 二 添削その他の指導の方法 三 面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての 当該施設の設置者の承諾書	
四	課程修了の認定の方法	

(変更の承認又は届出を要する事項)

		第九条 厚生労働大臣又は地方厚生局長等は、指定養成施設等につき必 要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めるこ とができる。
2	令第四条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を 含む。）に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から 第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成 課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲	
		(報告の徴収及び指示)
2	令第四条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を 含む。）に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から 第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成 課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲	

げる事項（専任教員に関する事項に限る。）、同項第十号イ若しくはロに掲げる実習施設等若しくは市町村若しくは介護実習施設等に関する事項又は同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる事項とする。

（報告を要する事項）

- 第十一条 令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 当該学年度の学年別生徒数
二 前学年度における教育実施状況の概要
三 前学年度における教員及び実習指導者の異動
四 前学年度の卒業者数

（指定取消しの申請書の記載事項）

- 第十一条 令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 指定の取消しを受けようとする理由
二 指定の取消しを受けようとする予定期日
三 在籍中の生徒があるときは、その措置
2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第八条の書面には、前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（削る）

別表第一（第三条、第四条関係）

科 目

時 間 数

（指定の取消し）

- 第十一条 指定養成施設等が第五条から第七条までに規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

- 第十一条 指定養成施設等について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 指定の取消しを受けようとする理由
二 指定の取消しを受けようとする予定期日
三 在学中の学生があるときは、その措置

（国の設置する養成施設等の特例）

- 第十二条 国の設置する養成施設等については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

別表第一（第五条、第六条関係）

科 目

時 間 数

人体の構造と機能及び疾病	心理学理論と心理的支援	社会理論と社会システム	現代社会と福祉	社会調査の基礎	相談援助の基盤と専門職	相談援助の理論と方法	地域福祉の理論と方法	福祉行政と福祉計画	福祉サービスの組織と経営	高齢者に対する支援と介護保険制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	相談援助実習	相談援助実習指導	相談援助実習
--------------	-------------	-------------	---------	---------	-------------	------------	------------	-----------	--------------	------------------	---------------------	-----------------------	-------------------	--------	----------	--------

社会福祉士短 期養成施設	社会福祉士一般 養成施設
一八〇 一九〇 一五〇	一一〇 一二〇 六〇

社会福祉士一般 養成施設
一八〇 一九〇 一五〇

社会福祉士短期 養成施設等	社会福祉士一般 養成施設等
備考	
一 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。	合 計
二 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等を卒業した後、入学し、又は入所する者については、心理学、社会学及び法学の履修を免除す	六〇〇 三〇〇 一〇五〇 一〇五〇 一〇五〇

る」とができる。

備考 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。

別表第一（第三条—第七条関係）

生徒の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から一百人まで	3 + 生徒の総定員 - 80
一百一人以上	6 + 生徒の総定員 - 200
	50

別表第二（第三条、第四条関係）

科 目	時 間 数		
	社会福祉士短期養成施設	社会福祉士一般養成施設	
社会福祉士短期養成施設等	社会福祉士一般養成施設等		
印刷教材による授業	直接	実習	
授業	直接	実習	
業	直接	実習	

別表第三（第五条、第六条関係）

科 目	時 間 数		
	社会福祉士短期養成施設等	社会福祉士一般養成施設等	
社会福祉士短期養成施設等	社会福祉士一般養成施設等		
直接	実習		
印刷教材による授業	直接	実習	
授業	直接	実習	
業	直接	実習	

人体の構造と機能	及び疾病	心理学理論と心理	的支援	社会理論と社会システム	現代社会と福祉	社会調査の基礎	相談援助の基礎と専門職	地域福祉の理論と方法	福祉サービスの組織と経営	社会保険と障害者に対する支	児童や家庭に対する支	援助と障害者自立支援制度	低所得者に対する支援と生活保護制度
----------	------	----------	-----	-------------	---------	---------	-------------	------------	--------------	---------------	------------	--------------	-------------------

一八〇 三六〇 一八〇

九〇 九〇 九〇 八〇 八〇 九〇 九〇 一八〇 三六〇 一八〇 九〇 一八〇 九〇 九〇

備考	合計	社会福祉原論												
		社会福祉論	社会扶助論	公的扶助論	社会保障論	児童福祉論	障害者福祉論	老人福祉論	社会福祉実習指導	社会福祉援助技術	社会福祉援助技術	現場実習	医学一般	介護概論
二、精神保健福祉士法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等を卒業した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。	三八	三六	五	二	二									
	一、〇二一	八二	六二	三二〇	三四四	三四四	三四四	三四四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四
	九〇		九〇											
	八三	三六	三三三	五	二	二	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六
	二、二二六	八一	六三	八一	八一	八一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	九〇		九〇											

学、社会学及び法学の履修を免除することができる。

人間と社会	人間の尊厳と自立	人間関係とコミュニケーション	社会	領域	教育内容	備考	合計		度		
							相談援助実習	相談援助実習指導	更生保護制度	相談援助演習	権利擁護と成年後見制度
人間と社会に関する選択科目	社会の理解	ニケーション	六〇以上	設	第一号養成施設	することができる。	八 一、三六	二四三	四〇五		
				成施設	第二号等養成施設		七 二二	二七	四五		
				施設	第三号養成		一 一八〇	一八〇			
							八 二、九八	二四三	四〇五	九〇	四五九〇
							七 二二	二七	四五		
							一 一八〇	一八〇			

別表第四（第五条—第七条関係）

分野	専門	基礎	教育内容	時間数	備考	別表第四（第七条関係）
			人間とその生活の理解			
社会福祉概論（講義）	社会福祉概論（講義）			一一〇		
年金、医療保険、公的扶助及び介護保険の概論を含むこと。	年金、医療保険、公的扶助及び介護保険の概論を含むこと。		専門分野の基礎となる内容について教授すること。 人権の尊重に関するなどを含むこと。			

		介護							
		介護の基本			介護の実習			合計	
合計		介護過程	介護総合演習	介護実習	発達と老化の理解	認知症の理解	障害の理解	介護の基本	合計
一、八〇〇		四〇	一〇	一〇	六〇	六〇	六〇	一八〇	二四〇
一、一七〇		二七〇	六〇	三〇	三〇	三〇	六〇	一八〇	
一、一五五		二二〇	六〇	三〇	六〇	三〇	六〇	一八〇	

備考 第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

老人福祉論（講義）		障害者福祉論（講義）		リハビリテーション論（講義）		社会福祉援助技術（講義）		社会福祉援助技術（講義）		介護保険法に規定する居宅サービス計画及び施設サービス計画に関するなどを含むこと。		日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。	
六〇	六〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	六〇
老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。												介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）に関することを含む。	

合計	家政学実習（実習）	医学一般（講義）	精神保健（講義）	介護概論（講義）	介護技術（演習）	形態別介護技術（演習）	介護実習（実習）	介護実習指導（演習）	合計
一、六五〇	九〇	四五〇	一五〇	一五〇	コミュニケーションの技法 並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含む。	事例研究を含むこと。	事例研究を含むこと。	九〇

別表第五（第七条関係）

教育内容	時間数	備考
リハビリテーション論 (講義)	三〇	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
リクリエーション活動 援助法 (演習)	六〇	
家政学概論 (講義)	六〇	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
家政学実習 (実習)	九〇	
精神保健 (講義)	三〇	精神障害者の福祉に関することを含むこと。
介護技術 (演習)	一一〇	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。
形態別介護技術 (演習)	一一〇	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関するなどを含む。
介護実習 (実習)	三六〇	

別表第六（第七条関係）

介護実習指導（演習）	三〇	事例研究を含むこと。
合計	九〇〇	
介護概論（講義）		
家政学実習（実習）	九〇	
老人・障害者の心理（講義）	三〇	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
家政学概論（講義）	三〇	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
保健医療等他分野との連携、職業倫理及び人権の尊重に関することを含むこと。	六〇	

介護技術（演習）	一一〇	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。
形態別介護技術（演習）	一一〇	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含む。
介護実習（実習）	三六〇	
合 計	九三〇	事例研究を含むこと。

○社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（昭和六十二年厚生省令第五十一号）（第三条関係）

改 正 案

現 行

（介護福祉士試験委員の要件）

第二十三条 法第四十一条第三項において準用する法第十四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる介護福祉士の試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることとする。

筆記試験

- 一 学校教育法に基づく大学において人間と社会、介護若しくはこころとからだのしくみの領域の科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、人間と社会、介護若しくはこころとからだのしくみの領域について専門的な知識を有する者
- 三 法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設（以下この条において「指定養成施設等」という。）において五年以上教授又は指導した経験を有する者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

（介護福祉士試験委員の要件）

第二十三条 法第四十一条第三項において準用する法第十四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる介護福祉士の試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることとする。

筆記試験

- 一 学校教育法に基づく大学において社会福祉、家政、保健衛生若しくは介護に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、社会福祉、家政、保健衛生若しくは介護について専門的な知識を有する者
- 三 社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「指定規則」という。）第四条第一項に規定する指定養成施設等（以下この条において「指定養成施設等」という。）において指定規則別表第四に定める専門科目を五年以上教授又は指導した経験を有する者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

実技試験

- 一 指定養成施設等において介護の領域の科目を五年以上教授又は指導した経験を有する者
- 二 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後十年以上実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識

実技試験

- 一 指定養成施設等において指定規則別表第四に定める専門科目を五年以上教授又は指導した経験を有する者
- 二 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後十年以上実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識

及び経験を有すると認めた者

及び経験を有すると認めた者